

旧府中市立みどり幼稚園敷地の
活用に係るサウンディング型市場調査

実施要領

令和8年6月
府中市

目 次

1	調査の背景と目的	1
2	対象物件の概要	1
3	対象地活用の考え方	2
4	本調査の実施に関する事項.....	2
5	本調査の実施結果概要の公表	6
6	提案にあたっての留意事項	6
7	事務局及び問合せ先	6

1 調査の背景と目的

本サウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）の対象地である「旧府中市立みどり幼稚園敷地」は、現在、選挙管理委員会事務局の一時移転先として使用されていますが、令和9年1月に予定されている新庁舎はなれの供用開始に併せてはなれへ移転します。その後、本市において利用の予定がないことから、対象地の民間活用を検討しています。

本調査は、民間事業者の皆様から実現性の高い具体的なご意見・ご提案をいただき、対象地の市場性を把握するとともに、事業手法や活用方針の検討に役立てることを目的として実施するものです。

2 対象地の概要



出典：国土地理院ウェブサイト（地理院地図 Vector（試験公開）を加工して作成。）

（１）土地の変遷

対象地に残存する「旧府中市立みどり幼稚園」は、令和５年３月の閉園後、新庁舎建替時に一時的に不足する執務室等の対応として、選挙管理委員会事務局の一時移転先として使用されています。

令和9年1月に予定されている新庁舎はなれ供用開始に併せて選挙管理委員会事務局は「はなれ」へ移転し、建物は解体撤去する予定となっています。

(2) 対象地の概要

所在地番	府中市緑町一丁目8番2	地目	畑
敷地面積	1,629 m ² (登記上)		
用途地域	第一種住居地域	建ぺい率／容積率	60％／200％
高度地区	第二種高度地区	防火地域	準防火地域
日影規制	4.0m、2.5h／4h		
交通アクセス	京王線「府中駅」より徒歩約7分		
その他	○埋蔵文化財 「武蔵国府関連遺跡」の包蔵地に指定されている ○雨水処理 市計画法第29条に基づく開発行為及び府中市地域まちづくり条例に該当する開発事業については、雨水浸透施設等の設置協議が必要となる ○条例等 開発時には以下の条例等を考慮する必要がある ・府中市まちづくり条例 ・府中市開発事業に関する指導要領 ・府中市開発事業まちづくり配慮指針 ・府中市景観条例		

3 対象地活用の考え方

- 対象地は、「市有財産活用基本方針」に基づき、民間事業者に貸付け又は売却することを想定しています。（敷地又は施設の一部を公共利用する可能性があります。）
- 対象地を民間事業者の有償で貸付けることが可能な場合は、売却に優先して貸付けを行うことを想定しています。（ただし、有償での貸付けが難しい場合には、売却についても検討することを想定しています。）
- 詳細は、別添の「個別説明資料」を参照ください。

4 本調査の実施に関する事項

(1) スケジュール

実施要領等の公表（市のHP）	令和8年6月22日（月）
参加申込書の受付	令和8年6月22日（月）から7月22日（水）
質問の受付	令和8年6月22日（月）から8月4日（火）
事業提案書の受付	令和8年6月22日（月）から8月18日（火）
意見交換会の実施	令和8年8月25日（火）から8月28日（金）
結果概要の公表（市のHP）	令和8年10月上旬（予定）

（２）本調査の参加対象者

本調査の参加対象者は、以下の要件を満たす事業者とします。

- 本調査の対象地の活用に関心のある法人（または法人グループ）で、事業提案書を提出可能な事業者であること。
- 対象地の活用を行う上で主体的な役割を担う事業者が含まれていること（自らが事業に関与せず想定での構想・プランのみでの参加は受け付けません。）。
- 以下のいずれかに該当しない事業者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 対話実施日時点で、府中市業者指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号、府中市暴力団排除条例（平成 23 年 6 月府中市条例第 9 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団又は警察当局から排除要請がある者
- ⑤ ④に掲げる者から委託を受けた者並びに④に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員である者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

（３）提案を求める主な内容

本調査にて、事業者の皆様からご意見・ご提案をいただく内容は以下のとおりです。なお、詳細は「事業提案書」を参照ください。

- ①対象地の評価について
- ②事業スキームについて
- ③事業提案に関する内容について
- ④住民アンケート調査結果を踏まえた事業内容・農業用途の導入可能性について
- ⑤埋蔵文化財法蔵置に係る対応について
- ⑥その他

（４）実施要領等の公表

実施要領等は、令和８年６月２２日（月）から、本市ホームページ上で公表及び配布します。公表及び配布する資料は、次のとおりです。

公表する資料	参加申込者に配布する資料
・実施要領 ・様式（質問書、参加申込書、資料提供申込書、辞退届） ・事業提案書 ・個別説明資料	・住民アンケート調査結果 ・対象地の測量図（CAD 図面）

（５）質問の受付・回答

実施要領等に対して質問がある場合は、「【別紙１】質問書」に必要事項を記載の上、下記の受付期間内に電子メールにて６頁７の事務局に提出してください。受付けた質問は、随時個別に回答します。なお、広く周知することが望ましい内容については、本市ホームページにて公表します。

質問事項は可能な限りまとめて提出してください。

受付期間：令和８年６月２２日（月）から８月４日（火）

受付方法：電子メール

電子メールの件名には「旧みどり幼稚園敷地の活用に係る質問書」と記載し、送信後は事務局に電話し、電子メールの到達確認を行ってください。

（６）本調査への参加申込

本調査に参加を希望する場合は、「【別紙２】参加申込書」及び「【別紙３】資料提供申込書」に必要事項を記載の上、下記の受付期間内に電子メールにて６頁７の事務局に提出してください。

受付期間：令和８年６月２２日（月）から７月２２日（水）

受付方法：電子メール

なお、電子メールの件名には「旧みどり幼稚園敷地の活用に係る参加申込」と記載し、送信後は事務局に電話し、電子メールの到達確認を行ってください。

※提出された参加申込書を確認し、その確認結果を通知します。

(7) 事業提案書の受付

「【別紙4】事業提案書」は、下記の受付期間内に電子メールにて6頁7の事務局に提出してください。なお、提出された事業提案書については、原則返却しません。

受付期間：令和8年6月22日（月）から8月18日（火）

受付方法：電子メール

なお、電子メールの件名には「旧みどり幼稚園敷地の活用に係る事業提案書」と記載し、送信後は事務局に電話し、電子メールの到達確認を行ってください。

※提出された事業提案書を確認し、その確認結果を通知します。

(8) 意見交換会の実施

事業提案書を提出した事業者に対し、意見・提案内容等について意見交換を行うため、意見交換会を実施します。なお、詳細な実施日時及び実施場所については、事業提案書の受付締切後、事務局より電子メールにてお知らせいたします。

実施日時：令和8年8月25日（火）から8月28日（金）

実施場所：府中市役所またはオンライン

意見交換会の実施に際し、以下の事項について予めご了承ください。

- (ア) 意見交換会は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- (イ) 対面で意見交換を行う場合、意見交換に参加する人数は、1グループにつき5名までとさせていただきます。
- (ウ) 意見交換に際し、説明のために必要な資料がある場合は、事前に電子メールにて6頁7の事務局に提出してください。
- (エ) 記録のために録音（オンラインの場合は録画）させていただきます。
- (オ) 意見交換会には、本市より「旧府中市立みどり幼稚園敷地に係る公民連携事業アドバイザー等業務」を受託している株式会社URリンケージの担当者も同席します。

(9) 参加申込後の辞退

参加申込後に、事業者提案書の提出、意見交換会への参加を辞退する場合は、「【別紙 5】辞退届」に必要事項を記載の上、下記の受付期間内に電子メールにて 6 頁 7 の事務局に提出してください。

受付期間：令和 8 年 8 月 24 日（月）まで

受付方法：電子メール

なお、電子メールの件名には「旧みどり幼稚園敷地の活用に係る辞退届」と記載し、送信後は事務局に電話し、電子メールの到達確認を行ってください。

5 本調査の実施結果概要の公表

本調査の実施結果については、10 月上旬を目安として本市のホームページ上で結果概要を公表します。ただし、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては事前に参加事業者に公表可能な内容について確認を行います。

6 提案にあたっての留意事項

- (1) 本調査への参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 本調査の対象案件について公募又は入札などが実施される場合、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- (3) 必要に応じて追加の対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合があります。その際には可能な限りご協力をお願いします。

7 事務局及び問合せ先

府中市 総務管理部 財産活用課 財産活用担当

住 所：〒183-8703 府中市宮西町 2 丁目 24 番地 おもや 4 階

電 話：042-335-4540（直通）

電子メール：zaisan02@city.fuchu.tokyo.jp

担 当：長谷川、石井

以上